

令和3年度研修会&交流会のご報告(地域)

地域担当副幹事長 熊野 剛

西日本弁理士クラブは、その名のとおり、主に西日本で活動する有志の弁理士により構成された団体であって、関西地方だけでなく、中国地方、四国地方および九州地方の会員の諸先生方も所属されています。しかしながら、その多くのイベントを関西地方で開催しており、普段から、各地域間の会員同士の交流が盛んに行われているとはいきれないのが実情です。

西日本弁理士クラブは、このような実情の中、普段なかなかお会いすることのできない西日本地域の先生方との交流を図るため、通常年1回のペースで、中国・四国・九州のいずれかで研修会と交流会を開催しています。本年度は九州地域での対面での研修会と交流会を予定していましたが、コロナ禍が完全な収束に至らない現状を鑑み、オンラインでの開催に変更すると共に、対象地域を中国・四国・九州に拡大することとしました。

研修会および交流会は、令和3年12月1日(水)に開催いたしました。研修会は「実例から見る改正意匠法の使い方!~新しい関連意匠・空間デザイン・画像の意匠と、新しい意匠と商標との関係~」と題し、ZOOM ウェビナーを使用して松井宏記先生にご講演いただきました。残念ながら単位認定なしの研修会となったため、参加人数が危惧されましたが、最終的に31名の先生にご参加頂きました。そのうち、中国・四国・九州の各地域から、全体の半数を超える17名の先生にご参加頂くことになりました。

研修会では、令和元年の意匠法改正後の意匠実務について、これまでの登録例をはじめとする豊富な事例を基に分かりやすくご説明頂き、講義終了後のQ&Aでも活発な質疑応答が行われました。刺激的でかつ非常に内容の濃い研修となり、参加された先生方からも高い評価を頂くことができました。たいへん有意義な研修会であったと思います。

その後、中国・四国・九州の各地域と関西地域から、合わせて19名の先生にご参加頂き、SpatialChat というオンラインミーティングツールを使用して交流会を開催しました。このツールでは、画面上のアイコンを移動させて相手のアイコンに近づけることで、任意の人と会話することができます。飲物片手に色々なグループを行き来しながら会話を楽しむ様子が散見されました。ご参加頂いた先生方には地域の枠を超えて活発に交流して頂いたものと思います。

ウィズコロナの時代における地域間交流の一つの手法として、今回の事例は今後も参考になると思います。このような交流会を通じ、各地域の先生方との意見交換を継続的に行うことで、西日本弁理士クラブのさらなる活性化に貢献するであろう、と地域幹事として確信しております。

以上